



長野県報

3月21日(木)
平成25年
(2013年)
第2455号

目次

規則

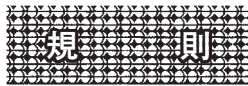
特別支援学校管理規則の一部を改正する規則(特別支援教育課)	1
長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課)	1

告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課)	2
都市計画事業の事業計画の変更認可(2件)(生活排水課)	2
中小企業融資規程の一部改正(経営支援課)	3
保安林予定森林(森林づくり推進課)	5
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	5

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(3件)(県民協働・NPO課)	5
特定調達契約に係る落札者の決定(財産活用課)	6
国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課)	6
都市計画道路の変更案に係る公聴会の中止(2件)(都市計画課)	6
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)	7
平成25年度長野県警察官採用試験(A)(平成25年10月採用)及び長野県警察官採用試験(A)(平成26年4月採用第1回)の実施(人事委員会事務局)	7



特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年 3月21日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第2号

特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

特別支援学校管理規則(昭和39年長野県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「長野ろう学校及び」及び「(松本ろう学校に限る。)」を削り、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 長野ろう学校の高等部に普通科、産業工芸科、総合産業科及び被服科の各学科を置く。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

特別支援教育課

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年 3月21日

長野県公安委員会委員長 榎山 宏

長野県公安委員会規則第1号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則(昭和38年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「広報課」を「広報相談課」に改める。

第4条の2(見出しを含む。)中「広報課」を「広報相談課」に、「次の各号に掲げる」を「広報に関する」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 広報相談課に、次の各号に掲げる事務をつかさどらせるため、総合相談・情報公開室を付置する。

- (1) 情報公開に関すること。
- (2) 個人情報の保護に関すること。
- (3) 文書管理に関すること。
- (4) 警察に対する相談の受理及びその処理の進捗状況の点検に関すること。

第10条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)の規定に基づく疑わしい取引の届出の受理等に関すること。

第12条第2項中「情報通信の技術を利用する犯罪の取締りに係る

技術的支援」を「サイバー犯罪の取締りその他抑止対策」に改める。

第15条第1項第1号中「(振り込め詐欺対策室の所掌に属するものを除く。)」を削り、同条第2項を削る。

第16条の2第1項第7号中「こと」の次に「(生活安全企画課の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第18条第1項に次の1号を加える。

(4) 交通鑑識に関すること。

第30条第2項中「、長野県阿南警察署に総務課及び会計課に代えて総務・会計課を」、「長野県須坂警察署」及び「長野県岡谷警察署」を削り、同条第3項中「ほか、長野県長野中央警察署」の次に「長野県上田警察署」を加え、同条第4項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 警察に対する相談の受理及びその処理の進捗状況の点検に関すること。

第30条中第6項を削り、第7項を第6項とし、同条第8項中「第10項各号」を「第9項各号」に改め、同条中同項を第7項とし、第9項から第12項までを1項ずつ繰り上げ、同条第13項中「第4項第5号」を「第4項第6号」に改め、同条中同項を第12項とし、第14項から第16項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第1の警務部の項中「**広報課**」を

「**広報相談課**」に、「報道係 情報公開係」を「報道係」に、

「電算企画係」を「電算企画係 電算指導係」に改め、同表の刑事部の項中「知能犯係」を「知能犯係 特殊詐欺係」に改め、同表の交通部の項中「交通特捜班」を「交通特捜班 交通鑑識班」に改める。

別表第2の1の長野市安茂里交番の項中「及び二丁目」を「から三丁目まで」に改め、同表の2の飯山市仲町交番の項中「大字天神堂」を「大字天神堂 大字緑 大字中曽根 大字寿 大字小佐原 大字富倉 大字旭 大字常盤 大字大池 大字照里の一部」に改め、同2の飯山市常盤警察官駐在所の項及び飯山市外様警察官駐在所の項を削り、同表の6の千曲市五加警察官駐在所の項を削り、同6の千曲市戸倉・上山田交番の項中「の一部」を削り、「大字羽尾」を「大字羽尾 大字千本柳 大字小船山」に改め、同表の13の岡谷市岡谷駅前交番の項中「四丁目まで 中央町一丁目 中央町三丁目 山下町一丁目及び二丁目 山手町一丁目から三丁目まで 樋沢 神明町一丁目 神明町四丁目 内山 西林」を「三丁目まで 中央町一丁目」に、「二丁目 川岸」を「二丁目 川岸 湊一丁目から五丁目まで 湊」に改め、同13の岡谷市中央交番の項中「神明町二丁目及び三丁目 今井」を「神明町一丁目から四丁目まで 今井 本町四丁目 山下町一丁目及び二丁目 山手町一丁目から三丁目まで 中央町三丁目 樋沢 内山 西林 小井川」に改め、同13の岡谷市東部交番の項中「二丁目 湊一丁目から五丁目まで 湊」を「二丁目」に改める。

別表第4の広報課の項中「**広報課**」を

「**広報相談課**」に改め、同項の次に次のように加える。

総合相談・ 情報公開室	室長	警視又は 職員	室務の掌理及び部下職員の 指揮監督
----------------	----	------------	----------------------

別表第4の術科指導室の項及び照会センターの項中「警視」を「警部」に改め、同表の振り込め詐欺対策室の項を削る。

附 則

この規則は、平成25年3月22日から施行する。

警 務 課



長野県告示第141号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成25年3月21日

長野県知事 阿 部 守 一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
松本市立病院	松本市波田4417番地180	平成28年3月30日
信越病院	上水内郡信濃町大字柏原380番地	平成28年4月30日

医療推進課

長野県告示第142号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年3月21日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 施行者の名称
小 諸 市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小諸都市計画下水道事業 小諸市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和59年2月6日から
平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和59年長野県告示第117号、平成2年長野県告示第752号、平成5年長野県告示第455号、平成8年長野県告示第405号、平成12年長野県告示第533号、平成14年長野県告示第460号、平成19年長野県告示第216号の事業地の内、長野県小諸市大字大久保字北中山、字前山、字中山、字馬場、字南ソトフ坂、字一貫